

インドネシア P2P(ピア・ツー・ピア)融資に関する OJK の新規則の制定

アジアニュースレター

2025 年 4 月 3 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)y.yoshimoto@nishimura.com[Sinta Dwi Cestakarani](#)Scestakarani@wplaws.com[Ayska Karissa](#)akarissa@wplaws.com[我妻 由香莉](#)y.wagatsuma@nishimura.com[Indira Setyowati](#)Isetyowati@wplaws.com

インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan)(以下「OJK」といいます。)は、OJK 規則 2022 年第 10/POJK.05/2022 号(以下「旧規則」といいます。)に代わって、情報技術ベースの集散的融資サービス(通称、ピア・ツー・ピア融資。以下「P2P 融資」といいます。)に関する OJK 規則 2024 年第 40 号(以下「新規則」といいます。)を制定しました。

新規則では、成長とイノベーションを促進しつつ、P2P 融資業界の安全性と業務の質を高めるための重要な変更が加えられています。OJK は、P2P 融資の事業運営の保護体制を改善するため、ガバナンスを強化する一方で、旧規則による制限を緩和し、より多くの事業提携や投資機会の確保を可能にしています。

新規則の下での主な変更点は、P2P 融資事業活動の範囲の拡大、外国人の株式所有規制、支配株主に関する規制の変更、生産的貸付(商品又はサービスを生産する事業に対する貸付)についての資金調達限度の引き上げ、外国人労働者の雇用期間に関する要件の変更などです。旧規則と新規則の比較の詳細は、以下をご覧ください。

番号	カテゴリー	旧規則	新規則
1.	企業形態	株式会社の形態のみ。	株式会社または協同組合(<i>koperasi</i>)のいずれかの形態が可能。
2.	事業活動の範囲	P2P 融資プラットフォームの提供、管理および運用(以下「プラットフォーム管理」といいます。)に限定。	プラットフォーム管理に加え、以下の活動が可能。 (i) 政府発行証券の流通 (ii) 情報サービスの提供に関する協力 (iii) OJK が承認した他の活動
3.	支配株主(<i>Pemegang Saham Pengendali</i>)の業務履歴要件	なし	P2P プラットフォーム企業に投資する前に、少なくとも 2 年の業務履歴を有していなければならない。但し、合併、統合、または会社分割に起因して新たに形成された支配株主は除く。
4.	資金調達の限度額	債務者 1 人当たり最大 20 億ルピアまで。	P2P プラットフォーム企業が以下の 2 つの基準を満たす場合、生産的貸

			付に限り、債務者 1 人当たり最大 50 億ルピアが限度になる。 (i) 過去 6 ヶ月間に不良債権率を 5%までで維持していること (ii) 事業活動の制限または一時停止といった行政処分の対象となっていないこと
5.	外国人労働者の雇用期間	3 年間に限定。延長なし。	2 年間。さらに 2 年間の延長が可能。但し、以下の場合に限定される。 (i) P2P の事業計画に含まれていること (ii) OJK の事前承認を得ること
6.	外国人の株式所有制限	直接・間接を問わず、発行済みおよび払込済み資本総額の 85%まで。	今後の政令で、外国人の株式所有制限が新たに導入される予定(それまでは、旧規則の制限(85%まで)が有効。)
7.	株式の所有要件の変更	少数株主を含め、株式の所有者の変更は、OJK の事前承認を得なければならない。	支配株主の変更は、OJK の事前承認が必要。少数株主の変更は、OJK への報告のみで足りる。
8.	ロックアップ期間	営業許可取得後 3 年間は以下の所有者の変更が不可。 (i) 新株主が生じる所有者の変更 (ii) 支配株主の変更を伴う所有者の変更 なお、所有者の変更には、P2P プラットフォーム企業の株主の変更や同企業の株主の株主の変更などが含まれます。	3 年間のロックアップ期間は、支配株主の変更の場合にのみ適用。
9.	その他の新规定	該当なし	以下の新たな要件の追加。 (i) 自己資本比率 50%の維持 (ii) 流動性比率 120%の維持 (iii) 総合評価 3 の最低健全性レベルの維持

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com